

青森県報

第百五十五号

令和二年
五月十一日
(月曜日)

目次

告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高年齢福祉課) ……一

○介護保険法による介護老人保健施設の廃止の届出……………(同) ……一

○家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

○公共測量の終了……………(監理課) ……二

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(中南部地域) ……二

○右……………(同) ……二

○右……………(下北部地域) ……三

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(三八地域) ……三

○右……………(同) ……三

○土地改良区の定款変更の認可……………(西北部地域) ……三

○右……………(同) ……四

○土地改良区の役員の退任……………(上北地域) ……四

公安委員会

○運転免許取得者教育認定機関の代表者の氏名変更の届出……………(運転免許課) ……四

正 誤

○令和二年四月二十七日定例労働委員会中……………(労働委員会事務局) ……五

告 示

青森県告示第百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		居宅サービス事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
		名称	所在地			
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	訪問介護	通所介護	弘前市大字富田三丁目八の二〇	令和二年五月十一日	令和二年五月十一日
有限会社キヌア在宅介護	弘前市大字清原三丁目一〇の八	訪問介護	訪問介護	黒石市松原七階八の一九二	令和二年五月十一日	令和二年五月十一日

青森県告示第百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次の指定介護老人保健施設の開設者から介護老人保健施設を廃止する旨の届出があったので、同法第百四条の二第二号の規定により公示する。

令和二年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開 介 護 老 人 保 健 施 設 者 設 設 者 の 設 設 者 の	名 称	介 護 老 人 保 健 施 設
南 部 町	主 たる 事 務 所 の 所 在 地 又 は 住 所	所 在 地
三 戸 郡 南 部 町 大 字 苦 米 地 下 宿 二 三 の 一	南 部 町 介 護 老 人 保 健 施 設 老 年 健 康 館	三 戸 郡 南 部 町 大 字 沖 田 面 字 千 刈 三 二 の 一
令 和 二 年 五 月 十 一 日	届 止 の 年 月 日	令 和 二 年 五 月 十 一 日
令 和 二 年 五 月 十 一 日	廢 止 の 年 月 日	令 和 二 年 五 月 十 一 日

青森県告示第百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	つがる市	令和二年四月二十

青森県告示第百九十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

階上町

公 告

- 二 測量の種類
公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
 - 三 測量の期間
令和元年七月三日から令和二年三月十九日まで
 - 四 測量の地域
三戸郡階上町地内
- 建設業者の許可の取消し
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 令和二年五月十一日
- 青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三上建具店
- 二 代表者の氏名 三上明利
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字松原東四丁目一の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ八）第一五六七八号
- 五 取消年月日 令和二年四月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年三月十二日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エフテップ

二 代表者の氏名 福井敏之

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡三一

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第二〇〇〇九五号

五 取消年月日 令和二年四月七日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 上路建築

二 氏名 上路政光

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字大利字荒谷沢七三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第六〇〇〇九八号

五 取消年月日 令和二年三月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十二月十六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年五月十一日

三八地域県民局長 堀 義 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	竹 林 達 也	三戸郡三戸町大字川守田字元木平二の四	令和二・四・七

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年五月十一日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日

理事

木村 洋一

五所川原市大字姥范字船橋一八八の一

令和二・四・七

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白山溜池土地改良区の定款の変更を令和二年四月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月十一日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を令和二年四月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月十一日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒屋平土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年五月十一日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
-------------------	--------	--------	------------

理事

小笠原 誠一

十和田市大字洞内字坂本三五の一

令和二・四・三

公安委員会

青森県公安委員会告示第五十四号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、運転免許取得者教育の認定機関である正部家産業有限会社八戸ライセンススクールから代表者の氏名変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年五月十一日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	正部家 佑介	正部家 大介	令和二年四月一日

正

誤

令和三年 第一五〇号	発行年月日 番号
労働委員会	区 分
一一	ページ
表中	行
青森県労働委員会委員(労働者委員) オールユニバース執行副委員長	誤
青森県労働委員会委員(労働者委員) オールユニバースユニオン執行副委員長	正

労働委員会事務局

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円